

浜松市住居表示実施要綱

(昭和40年4月1日)

改正 昭和61年4月1日

昭和62年4月1日

平成5年4月1日

平成19年4月1日

第1 趣旨

この要綱は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号。以下「法」という。)に基づく住居表示の実施について基準を定める。

第2 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第2条第1号に規定する街区方式によることとする。

第3 町の区域の合理化

街区方式によって住居を表示しようとする場合は、次の各号によりすることとする。ただし、その区域内の町の区域に次の各号に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するように、その町区域の合理化に努めることとする。

(1) 町の境界

町の境界は、道路、河川、水路、鉄道の線路、その他の恒久的な施設等によって定めることとする。この場合において、境界線は、原則として、東西の道路等にあつては北側線を、南北の道路等にあつては西側線をとることとする。

(2) 町の形状及び規模

ア 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団として形成されていることとする。

イ 町の規模は、用途地域、人口、家屋の密度等を考慮し、適当な街区数であることとする。この場合において、用途地域別の町の規模は、おおむね次の基準によることとする。

(ア) 商業地域及び近隣商業地域 10万平方メートル

(イ) 住居地域、第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域
16万5,000平方メートル

(ウ) 工業地域、準工業地域及び工業専用地域
26万4,000平方メートル

第4 町の名称の定め方

新しく町を設け、又は町の名称を変更する場合は、その町の名称は、次の基準によるものとする。

- (1) できるだけ従来の町の名称(当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒のある名称を含む。)に準拠して定めることを基本とすることとする。
- (2) 市内で、同一の名称、紛らわしい類似の名称が生じる場合などにより、(1)の基準により難しいときは、常用漢字を用いる等できるだけ読みやすく、かつ、簡明なものとする。
- (3) 町の名称として丁目を付ける場合には、「町」を付けないことを原則とし、配列は市の中心(浜松城のある位置とする。以下同じ。)に近いところを一丁目とする。また、丁目の数は5程度にとどめることとする。

第5 街区割りの基準

1 街区割り

- (1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道の線路、その他の恒久的な施設等によって定めることとする。この場合において、私道によって画するときには、当該私道が公衆用として利用されており、かつ、容易に変更されないものでなければならないこととする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地域における家屋の密度の状況を考慮して定めることとする。

なお、住居地域における街区の標準は、面積を3,300平方メートルから5,000平方メートルとし、戸数を30戸程度とすることとする。

2 街区符号の付け方

- (1) 街区符号は、数字を用い、「番」を付けて呼称する。
- (2) 街区符号の起点及び配列は、市の中心に最も近い街区を起点として、順序よく付けるものとする。

第6 住居番号の付け方

住居番号は、住居表示台帳に基づいて、次の基準により建物その他の工作物(以下「建物等」という。)に付けることとする。

- (1) 市の中心に近い街区の角を起点に、原則として、右回りに街区の境界線を一定の間隔(以下「フロンテージ」という。)に区切り、住居番号の基礎となるべき番号(以下「基礎番号」という。)を当該フロンテージに順次付定することとする。

- (2) 住居番号は、原則として、次に該当する基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすることとする。

ア 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路に接している場合は、当該出入口が街区の境界線と接するところに付けられている基礎番号とする。

イ 建物等の主要な出入口が街区の境界となる道路から離れている場合は、

当該建物等から道路への主要な道路が街区境界線で接するところに付けられている基礎番号とする。

- (3) フロンテージは、原則として10メートルとする。ただし、5メートル未満の端数が生じたときは、その部分は、原則として、直前のフロンテージに加えることとする。
- (4) 建物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にある場合は、原則として若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすることとする。
- (5) 建物等に主要な出入口又は通路が二つ以上ある場合は、市長が、主要な出入口又は通路を一つ選定して、その出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とすることとする。
- (6) 街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても、原則として、当該建物等の主要な出入口が接している基礎番号をもって、住居番号とすることとする。

第7 住居表示の仕方

住居表示の仕方は、次の例による。

(街区符号)(住居番号)

浜松市 区 町 番号
区 丁目 番号

なお、上記の表示を略記する場合には、次の例による。

(街区符号)(住居番号)

浜松市 区 町 -
区 丁目 -

第8 団地における住居表示の特例

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、会社等がある一定の区域をもった一団の土地に集団的に住宅を建築し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号の付け方及び住居表示の仕方については、次のようにすることもできることとする。

(1) 町の名称の定め方

団地のみ地域の町の名称には、団地又は 団地 丁目という呼称を用いることもできることとする。

(2) 街区割りの基準

ア 街区は、団地設計の特殊性を考慮して、原則として幅員おおむね4メートル以上の道路によって画された区域をもって1街区とすることとする。

イ アの街区の中に団地設計によらない他の建物等が入り組んで存在する場合には、その建物等も含んで街区を画することとする。

ウ 団地の状況から適当と認められるときは、各棟の存する区域をそれぞれ1街区とすることとする。

(3) 住居番号の付け方

ア (2)のウにより街区割りをする場合を除き、棟番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とすることとする。

イ 棟番号は、原則として、市の中心にもっとも近い建物を起点として、一定の基準により順序よく付けることとする。ただし、既に棟番号が一定の基準により順序よく付けられているものについては、そのまま用いることもできることとする。

ウ 各戸の番号は、一定の基準により順序よく付けることとする。

エ 連続住宅又は共同住宅以外の建物及び団地設計によらない他の建物等の住居番号は、当該街区の建物に付けられる棟番号と紛らわしくないよう留意して、第6により付けることとする。

オ (2)のイの団地設計によらない他の建物等の住居番号については、当該街区の建物に付けられる住居番号と紛らわしくないように留意して、第6により付けることとする。

(4) 住居表示の仕方は、次のアの例によることとする。ただし、その地域の状況により、次のイの例によることもできることとする。

(町名)(街区符号)(住居番号)

(棟番号)(各戸の番号)

ア 浜松市 区 町 番 号
区 丁目 番 号

(町名)(街区符号)(住居番号)

(棟番号)(各戸の番号)

イ 浜松市 区 町 番 号
区 丁目 番 号

第9 中高層建物の住居表示の特例

団地設計によらない中高層の建物に構造上区分された数個の部分で、独立して住居、店舗又は事務所の用途に供するもの及び倉庫又はその他の建物としての用途に供することができるもので住居表示を付ける必要があると思われるものの住居番号の付け方及び住居表示の仕方は、次のとおりとすることとする。

(1) 住居番号の付け方

ア 建物の道路への主要な出入口の基礎番号と各戸の番号とを合わせて住居番号とすることとする。

イ 街区中の中高層建物について、既に棟番号が一定の基準により順序よく付けられているものについては、そのまま用いることもできることとする。

(2) 住居表示の仕方は、次の例によることとする。

ア (1)のアの場合

		(町名)	(街区符号)	(住居番号)		
				(基礎番号)	(各戸の番号)	
浜松市	区	町	番	-	号	
	区	丁目	番	-	号	

イ (1)のイの場合

		(町名)	(街区符号)	(住居番号)		
				(棟番号)	(各戸の番号)	
浜松市	区	町	番	-	号	
	区	丁目	番	-	号	

第10 袋小路等における住居表示の特例

袋小路等において同一の住居番号が生じ、住所が混乱するおそれがあると認められる場合の住居番号の付け方及び住居表示の仕方は、次のとおりとすることとする。

(1) 住居番号の付け方

建物の道路への主要な出入口の基礎番号に順序よく付けた各戸の番号と合わせて住居番号とすることとする。

(2) 住居表示の仕方は、次の例によることとする。

		(町名)	(街区符号)	(住居番号)		
				(基礎番号)	(各戸の番号)	
浜松市	区	町	番	-	号	
	区	丁目	番	-	号	

第11 街区の設定の特例

第5の(1)により街区割りした場合において、当該街区の中に、第9の中高層建物があり、当該建物を一つの街区とすることが適当と認められるときは、当該建物が存する区域をもって一つの街区とすることもできることとする。ただし、隣接する街区の基礎番号に欠番が生じないようにすることとする。

第12 住居表示台帳

- (1) 住居表示を行う区域についての正確な地図に基礎番号を図示し、住居番号を必要とする建物等の位置、出入口及び通路を表示した住居表示台帳を作成し、保管する。
- (2) 住居表示台帳は、原則として縮尺500分の1とし、縮尺500分の1の道路台帳現況平面図を基礎として街区ごとに作成する。ただし、縮尺については、街区の用途、広さ等、地域の状況に応じた適当な縮尺にすることもできることとする。又、各街区の位置図を町単位に作成し、住居表示台帳の見出しとして添付する。

第13 表示板設置の基準

1 街区表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

原則として、町の名称及び街区符号を記載した表示板（以下「街区表示板」という。）は、各街区に4枚程度を、歩行者、自転車等から見やすい角に取り付けることとする。

(2) 様式

街区表示板の様式は、次のとおりとすることとする。

ア 寸法及び表記

原則として、寸法は縦660ミリメートル横120ミリメートルとし、市章を先頭に縦の表記とする。ただし、区名及びローマ字は横の表記とする。また、この場合において、市名及び街区符号の「番」の文字は省略し、ローマ字を末尾に表記する。

イ 文字及び数字の書体

原則として、町の名称等に使用する文字の書体は、写真植字の「中角ゴシック体」を用い、街区符号に使用する数字は、アラビア数字とし、その書体は、ユニバース、メデュウムを用いる。

ウ 色彩

色彩は、市章を除き、二色をもって構成し、一色は地色とし、他の一色は文字、数字等の色とする。この場合において、文字、数字等の色は、JIS規格Z8721「色の三属性による表示方法」による明度8以上の無彩色又は明度8以上で彩度2以下の淡色とし、地色は、別表に掲げる色とする。

エ 材質

材質は、容易に腐朽し、又は退色しないものを用いる。

2 町名板及び住居番号表示板の設置場所及び様式

(1) 設置場所

原則として、町名を記載した表示板（以下「町名板」という。）及び住

居番号を記載した表示板（以下「住居番号表示板」という。）は、門柱、玄関等歩行者から見やすい場所に取り付けることとする。

(2) 様式

ア 寸法及び表記

原則として、町名板は、縦60ミリメートル横60ミリメートル、住居番号表示板は、縦60ミリメートル横120ミリメートルとし、横の表記とする。ただし、マンション等の住居番号表示板については、大きなものを用いることもできることとする。

イ 文字及び数字の書体、色彩並びに材質

文字及び数字の書体、色彩並びに材質については、街区表示板と同様とする。

附 則

この要綱は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表

慣用色名表示 (JIS Z8102)	色の三属性による表示 (JIS Z8721)
暗い青	2.5PB 2.5/7
黄 緑	10GY 5/8
暗い茶	10R 4/5
青 緑	2.5BG 4/8
青味黒	7.5BG 2/2
黄 茶	10YR 5.5/4.5
うす茶	5R 6/4
灰 色	N 4
灰味赤	5R 5/2
暗い黄緑	5GY 5/5.5
にぶ緑	10G 5/5.5
うす青	7.5PB 6/8